

会費の賦課基準

辰野町商工会

1. 賦課基準

(1)均等割 1事業所当り 2,200円(年額)

(2)規模割(常用従業員数で算定する会費部分)

従業員数	年額
3人以下	4,800円
4人～9人	12,000円
10人～29人	24,000円
30人～49人	36,000円
50人～99人	60,000円
100人～	120,000円

※①法人の役員②個人事業主および専従者家族は従業員に含めない。
※本店のある企業は、対象支店に勤務している従業員の数で算定する。

(3)見立割(法人事業所の資本金で算定する会費部分)

資本金	見立割会費(年額)
1,000万円以下	3,600円
1,000万円超～5,000万円以下	12,000円
5,000万円超～	36,000円

*本社が町外の場合、見立割会費は上記の1/2とする。

2. 加入金規程

- 1)加入金については現行の基準どおりとする。(一律5,000円)
- 2)再加入者からは加入金は徴収しないものとする。

付則:(施行年月日) 令和 3年10月 27日

- 1) 個人企業の年会費は(1)+(2)の合計額とする。
- 2) 法人企業の年会費は(1)+(2)+(3)の合計額とする。
- 3) 特別会員の年会費は一律5,000円とする。
- 4) 規模割の常用従業員数及び見立割の資本金算定については前年の10月1日を基準日とする。

(令和3年10月27日修正)